

2018年3月
(No.36)

あこつ社協だより



- 生活支援コーディネーター 活動日誌 …………… 6P
- 『成年後見制度』を知っていますか? …………… 7P
- まち発見!あこつ福祉ニュース …………… 8P
- みんなが集う交流の場に
レクリエーション用品を活用しませんか? …………… 9P
- (サロン紹介) いきいきサロンひまわり …………… 10P
- あこつのホツとな人 No.20 …………… 11P
- ちょっといい話
知っ得あんしん みんなの介護保険 No.11 … 12P

特集

いっしょに
ご飯をたべよう

『子ども食堂』

 「あこつ社協だより」は、赤い羽根共同募金の配分金で作成しています。



特集

いっしょにご飯をたべよう 『子ども食堂』

『子ども食堂』と聞かれたことはありますか？今、全国で増えており、400カ所以上開設されていると言われています。

では、実際に子ども食堂とはどのような場所なのでしょう？

今回の特集では、市内で子ども食堂を運営されているお二人にお話を聞きました。お話を聞いていくと、単に「食堂」という言葉では表すことができない場所だと分かってきました。



2月15日のあこう子ども食堂のメニュー。ほとんどの食材が寄付で集まったものです。

「平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、経済的に厳しい家庭で育つ17歳以下の子どもとの割合を示す「子どもの貧困率」は、約14%となっており、7人に1人は貧困状態にあるとされています。「子どもの貧困」は、「子育て世代の貧困」だと考えられており、非正規雇用や賃金の伸び悩みなど、社会的な問題が影響しています。貧困といっても、経済的なものであったり、交友関係や精神的な貧困など、さまざまなものがあります。

近年、核家族や共働き世帯などが増加し、一人で夕食を食べている子どもが少なくありません。そんな中、学校や家庭以外の子ども居場所を提供し、子どもの食を支えるために子ども食堂が誕生し、全国的に広がっています。

子ども食堂には、対象を限定せず、交流を目的としているものや、貧困家庭の子を対象にして、課題発見とその対応を目的としているものなど、さまざまな形態があります。しかし、いずれの子ども食堂も重点の置き方が違っただけで、目指しているものは「子どもたちの居場所づくり」です。

地域で子どもたちを育てる場に



「お二子ども食堂」代表
岩崎 由美子 さん

「普門寺子ども食堂」代表
氏部 あかね さん

「お二人が子ども食堂を
始めようと思った
きっかけは何ですか？」

岩崎さん（以下巻）
娘の同級生に気になる子がいたことだと思っています。話を聞くと、家庭に事情があつて経済的に苦しく、衣服がそろわないとのことでした。もしかすると、きちんとして飯は食べていたのかもしれないが、「家に遊びにおいで」と声をかけ、うちでご飯を食べてもらったりしていました。そうしている間

に子ども食堂のことを知り、「これでこの子に遠慮なくご飯を食べてもらえる」と思い、立ち上げを決めました。

氏部さん（以下氏）

以前から「子どもたちの居場所」に魅力を感じていました。子どもたちを見てみると愛おしく、とてもキラキラしています。そのキラキラを大切にしたいと思つていました。居場所を作る方法を考えた時、子ども食堂ならば、一緒にご飯を食べながら、子どもに寄り添えるのではないかと考えま

した。それを岩崎さんに相談すると「できるーやったらいいやん！」と強く背中を押してもらい、立ち上げを決めました。岩崎さんには、いつも助けてもらっています。

「そもそも、お二人が
考える「子ども食堂」とは
どんな場所ですか？」

岩子どもたちみんなの居場所です。その中で、一人でご飯を食べている子などにも参加してもらい、子育てをお手伝いできればと思つています。

氏 昔は近所の人とかかわりがありました。今はなくなつてきています。うちの子ども食堂は大人だけでも参加してもらるので、「おっちゃんにしてもらって嬉しかった」「この人と



遊んで楽しかった」という経験をする中で、大人も子どもも満たされる気持ちがあると思います。そんな経験ができる場所が、子ども食堂かなと思います。

「実際に立ち上げてから
岩崎さんは約1年、
氏部さんは約半年が
経過しますが、
やっていく中で感じた
ことはありますか？」

岩 手伝ってくれる仲間や、「お米持つてきたよ」と支援してくれる方々の思いに励まされ、「みんなの思いを子どもたちに届けよう！」と発奮してきました。

子ども食堂に来ている子どもは、とてもいい笑顔をしています。そうして笑える居場所を求め、支援を必要としている子どもは、まだ

まだいると思います。しかし、そういう子ほどなかなか来てくれません。いつでも開かれている場所があることが、いつか届けばいいなと思つています。

氏

半年が経とうとしています。が、まだ毎回やるだけで一杯です。子どもたちには、学校以外の、違う居場所も必要ではないかと考えています。その居場所を求めているのに、見つけられない子もいると思います。子どもたちのために何かしたい大人もいると思います。もっと皆さんに子ども食堂のことを理解してもらい、多くの人に来てもらえる工夫が必要だと感じています。



あこう子ども食堂



経済的な貧困のサポートは国や行政が担うとして、交友関係や精神的な貧困については、民間団体や地域でサポートしていくことができます。子どもの居場所としては子ども食堂だけでなく、習い事の教室や自治会の集まりかもしれないことを、地域の大人たちができる範囲でサポートしていくことが大切です。

子ども食堂の運営には、県や市からの補助金のほか、食材の差し入れなど、地域の皆さんの

- 開催日 毎月第1・3木曜日 午後5時～7時
- 場 所 加里屋まちづくり会館
- 対 象 市内在住の中学生以下の子ども
その保護者 ※保護者のみは利用不可
- 参加費 子ども：無料 大人：300円
- 問合せ 0791-55-9188
ako.kodomo.shokudou@gmail.com



普門寺子ども食堂



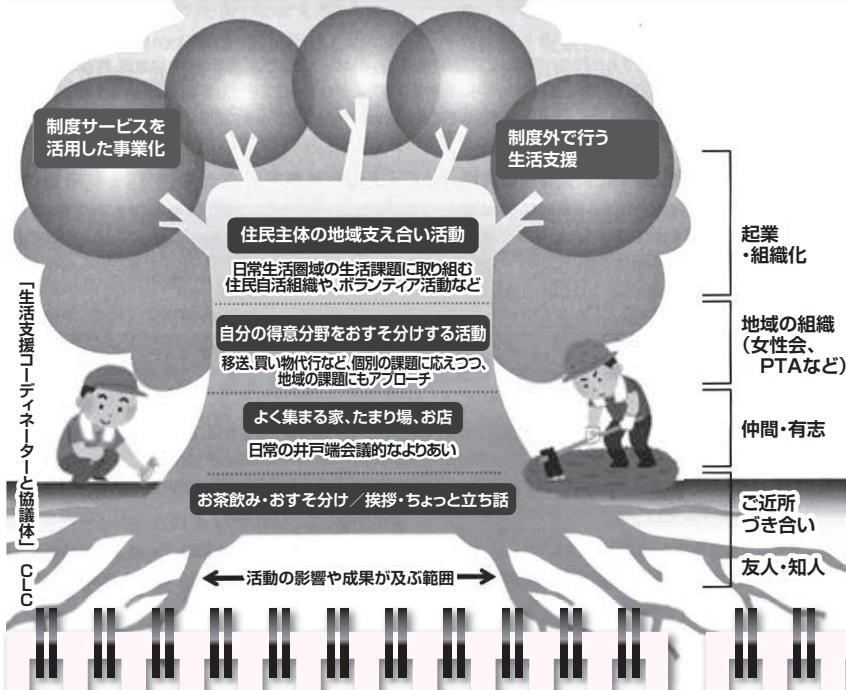
- 開催日 毎月第2・4木曜日 午後5時～7時頃
- 場 所 おせど会館（尾崎 普門寺のふもと）
- 対 象 子どもからおじいちゃん・おばあちゃんまでどなたでも参加可能
- 参加費 子ども：100円 大人：300円
- 問合せ 090-9873-0864

支援が大きな力になっていきます。また、ボランティアスタッフの力も大きく、簡単な調理や配膳、子どもたちの見守りなど、少しずつ協力者が増えてきています。「自分が子どもたちにしてあげられることなんてない」などと思う必要はありません。たくさん大人の力がかわることで、一人ひとりの子どもに届きます。

皆さんと一緒に、赤穂の子どもたちを育てていきましょう。興味・関心がある方は、ぜひ問い合わせください。



生活支援コーディネーター 活動日誌



左図は、地域での支えあいの地域づくりを1本の木に例えたものです。木の幹は、「地域の支えあい」の活動で、その上に繁っている葉は、それによって支えられてる制度などです。さらに重要なものは、外からは見えない根っここの部分…つまり友人やご近所とのつきあいといった日常的な活動です。それを大事に育むことが、豊かな地域づくりにつながります。「生活支援コーディネーター日誌」では、今後、地域の日々のつながりや交流など、「地域の宝物」を紹介していきます。

笑って・しゃべって・食べること ～宮原自治会共生会～

月1回集まって、手芸や昼食を楽しんでいる皆さん。自分のための作品づくりや、みんなで縫った雑巾を、保育園や幼稚園に届けています。

この日は、アイデアの詰まった防災頭巾作り、昼食には手作りカレー・牛乳寒天・おはぎを食べ、心も体も大満足。作品づくりに熱中していても、誰かが話し始めると、手が止まり、笑いがあちこちから聞こえてきます。

穴戸やゆみさんは、グループを引っ張る心強いリーダーですが、「みんなが協力してくれるからこそ続けられます」と話していました。

日 時：毎月第1金曜日
午前9時～午後4時頃
開催場所：宮原集会所
参加者：約20名



週1回、この日が待ち遠しい ～榎原新田なかよし会～



昨年11月より、いきいき百歳体操を実施されています。こうように上っていた階段も、手すりがないでも上れるようになったなど、体操の効果も絶大ですが、「体操よりも、しゃべっている時間の方が長いです」と話す皆さん。以前のように、互いの家を行き来することは少なくなりましたが、集会所に集まり、お茶を飲みながら、情報交換はもちろん、言いたいことを言い合える、楽しい仲間に会えるのを、毎週楽しみにされています。

日 時：毎週水曜日
午後2時～午後4時頃
開催場所：榎原新田集会所
参加者：6名

「地域の宝物」さがしにご協力をお願いします。
「うちの地域でこんなことしているよ」などの情報を、ぜひ社協まで連絡してください。
生活支援コーディネーターが行かせていただきます。 《問合せ》社協 ☎42-1397

『成年後見制度』を知っていますか？

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする場合があっても、自分でこれらを行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような方々を支援するのが成年後見制度です。成年後見制度は大きく分けると、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度とは

「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。



例えば？

- 認知症などがあり、訪問販売員から必要のない高額な品物を何度も購入してしまう。
- 自分が亡くなった後に知的障がいを持つ子どものために、生活や財産管理を任せたい。
- 精神障がいがあり、亡くなった兄弟の財産を相続することになったが、手続きができない。

任意後見制度とは

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らを選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。



西播磨成年後見支援センターによる 成年後見・くらしなんでも相談会(赤穂会場)

日 時：3月23日(金) 午後1時30分～4時
(受付:午後1時～3時30分)
場 所：総合福祉会館 2階技能習得室2
担 当：司法書士 中林 善実 氏

問合せ：西播磨成年後見支援センター
0791-72-7294

西播磨成年後見支援センターについて

たつの市揖保川総合支所内にあり、相生市・赤穂市・宍粟市・たつの市・太子町・上郡町・佐用町の4市3町が実施主体となっています。

成年後見制度や対象者理解のための普及・啓発を始め「生活」や「財産」に関する不安や困りごとについて相談に応じ、本人のさまざまな権利が守られるよう支援しています。

その他、成年後見制度についての相談先

(高齢の方)

市役所 いきがい福祉係
地域包括支援センター

☎43-6809
☎42-1201

(障がいのある方)

市役所 障がい福祉係
その他ご不明な点については社協まで

☎43-6833
☎42-1397



まち発見!

あこう福祉ニュース

地域で防災力を高める

2月10日(土)、坂越の東之町において、パートナーサービス主催の防災研修会が開催されました。元消防士の三木毅さん(元祿橋町)による講演や、避難所生活を想定した食事を試食しました。各家庭で準備されている非常持出袋を持参した参加者は「中に入っている非常食の期限を確認したら、ほとんど切れていた」と話し、日頃からの備えの大切さを再認識しました。



見えないことを理解する

2月13日(火)、民生委員児童委員協議会障がい者福祉部会員26名を対象に、研修会を行いました。当日は、視覚障がい者福祉協会会員の協力を得て、STT(サウンドテーブルテニス)体験や意見交換などを通じて、自分たちが支援できることを考える機会になりました。

もしもの時に備えて

2月18日(日)、山崎断層を震源とする大地震を想定して「赤穂市災害ボランティアセンター開設訓練」を実施し、69名が参加しました。訓練では、センター開設から閉鎖までの流れを実際に行い、「赤穂防災士の会」指導による『避難所運営ゲーム(HUG)』を体験し、避難所で起こる問題にどう対応するのかを協議しました。



誰もが住みやすいまちにしよう

市内各地で福祉体験学習が行われています。手話体験やアイマスク体験などを通じて相手の立場に立ち、自分には何ができるのかを考える機会になっています。

- ①2/5 赤穂高等学校定時制 (高齢者疑似体験)
- ②2/21 坂越小学校 (手話体験)
- ③2/27 赤穂市役所 (アイマスク体験)



無料!

みんなが集う交流の場に レクリエーション用品を活用しませんか?

社協では、ふれあい・いきいきサロンや自治会、子ども会などの行事に活用していただくため、レクリエーション用品の貸し出しを行っています。

貸出予約は、使用希望日の3カ月前から受付しています。

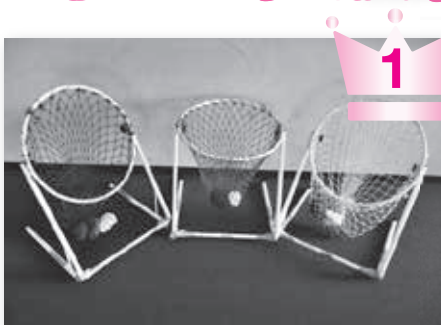
※個人的、または営利目的や市外での使用はお断りしています。

このページのことについて
詳しく知りたい方は

社協 ☎42-1397まで

レクリエーション用品 人気ランキング

(平成29年4月～平成30年2月末までの集計)



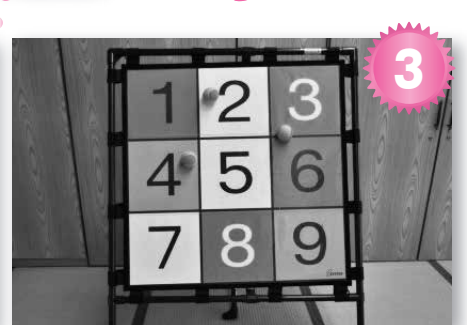
「玉入れ」

室内で遊べ、座ったままでも入れられる高さが魅力です。



「さかなつり」

164匹の魚のうち、釣った数や裏の点数で勝敗を決めます。



「ターゲットゲーム」

定番のこのゲームは、子どもも大人もどんな行事にも最適です。

新しいレクリエーション用品もあります!!



「思いでカルタ (昭和の名曲)」

おなじみの昭和の名曲がカルタになりました。



「キングトランプ」

通常サイズのおよそ10倍!とっても大きくて見やすいです。



「野菜カード」

遊び方は13種類。遊びを通して、植物について学べます。



「とと魚魚あわせ」

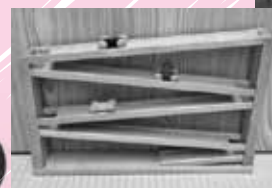
魚へんの漢字あわせと、魚の絵あわせが楽しめます。

おもちゃライブラリーでも、 おもちゃの貸し出しを行っています!

おもちゃライブラリーでは、子どもたちの豊かな心の育成を目的に、遊び場の提供やおもちゃの貸し出しを行っています。

日時: 第2木、第3土曜日
午前10時～正午

場所: 総合福祉会館1階教養娯楽室
※参加費無料



上記の写真は一例です。他にも、たくさんのおもちゃを揃えていますので、ぜひ遊びに来てください!

いきいきサロンひまわり（福浦本町）

2月5日(月)、福浦東集会所において、サロンが開催されました。この日は10名が集まり、『大人の塗り絵』をしながら、おしゃべりを楽しみました。塗り絵もそこそこにして始まった茶話会では、「〇〇さんの家、久しぶりに帰ってきてたね。また声かけに行こう」など、地域で気になっていることが話題になりました。

このサロンでは、敬老会の記念品やおやつを一緒に作ったりしているほか、年1回日帰り旅行に出かけています。「集会所をずっと開放してくれたら、嬉しい」「いきいき百歳体操やってみたいけど、テレビがないなあ。誰か寄付してくれないかな」など、やりたいことを自由に出しあい、内容を決めています。代表の住所真由美さんは、「近所で話をする機会が少なくなってきたので、月1回のサロンをみんな楽しみにしています」と話していました。



いきいきサロンひまわり

- 日時：毎月第1月曜日 午前10時～正午
- 場所：福浦東集会所

利用者募集 地域の困りごと応援隊

○利用できる方

赤穂市内にお住まいの方で、高齢者や障がいのある方、子育て中の方など、ちょっとした困りごとを抱えておられる方

○利用方法

支援を必要とする場合、社協へ申し込みください

○支援内容

家事（簡単な掃除、洗濯、ゴミ出し、布団干し、窓拭きなど）
暮らしのお手伝い（電球交換、家電の設置、家具の移動、衣替え、草抜きなど）
※原則として、依頼者もできる範囲で一緒に活動をお願いします

○利用可能日時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時～午後5時

○利用対価

10分100円
（依頼者宅までの移動時間は含みません）
※活動に必要な実費は、別途必要です

○問合せ 社協 ☎42-1397



不要入れ歯の回収にご協力お願いします

この事業は、入れ歯の金属部分に含まれる貴金属をリサイクルし、その収益をユニセフを通じて世界の子どもたちの支援や、赤穂市内の地域福祉活動の資金として活用するものです。



回収箱は、福祉会館ロビーに設置されています。汚れを落とし、熱湯などで消毒をしてからお持ちください。（総入れ歯は回収できません）

あなたのやさしさを善意の窓口へ——

善意銀行だより

あたたかい善意をありがとうございました
預託状況（2月1日～2月28日受付分）

赤穂市善意銀行
マスコットキャラクター



ぜんい君

こころちゃん

●委任預託

（敬称略）

住 所	預 託 者	金 額	預 託 内 容
御 崎 匿	名	100,000	御礼
尾 崎 匿	名	5,000	車椅子借用御礼
さつき町 匿	名	5,000	福祉用具借用御礼
	匿 名	20,000	福祉のために

◎善意銀行受付窓口・・・赤穂市社会福祉協議会◎

賛助会費 ありがとうございます

（敬称略）

【個人】 西側 禎男

福祉の拠点をみんなで支えてください。

（法人会費：5,000円、個人会費：2,000円、一般会費：500円）

賛助会費は、社会福祉協議会の貴重な財源です。安定した地域福祉事業の充実や発展を図るためにも、皆様のあたたかい援助が必要です。ご協力をお願いいたします。



今回は、「ひょうごあそびの伝承師」として市内各地で活躍されている浜野さんに、お話を聞きました。

Q. 活動を始めたきっかけは？

A. 長年子育てに関する仕事をしてきたこともあり、退職後から声をかけていただくようになりました。尾崎公民館や古民家tunaguでそれぞれ月1回、親子で昔遊びをしているほか、図書館で読み聞かせもしています。最近では、地元のいきいきサロンにも参加し、みんなで作った折り紙をしたりしています。

Q. 活動をしていて嬉しかったことは？

A. こうして声をかけてくださる場所があり、若いお母さんや子どもたちから、いつもパワーをもらっています。核家族が増えてきて、一人で子育てをしているお母さんも増えてきています。そういう人たちの仲間・つながりづくりのお手伝いができることが嬉しいです。

Q. これからの目標は？

A. 私にできることで、活躍できる場があれば行かせてもらいたいと思っています。そういう場に行くことが、老後の楽しみの一つです。



地域でともに育ちあう
浜野 敏子さん (大橋町)



『花岳寺通商店街子育てほっとステーション』について

花岳寺通商店街の活性化事業の一環として開設され、「昔遊びの日(毎月第3火曜日 午前10時～)」や「絵本と工作の日(毎月第4火曜日 午前10時～)」など、さまざまな講座が行われています。

講座などの詳しい開催日程は、「古民家tunagu」のホームページをご覧ください。

事務局 ☎0791-55-9188 メール info@tunagu-ako.jp

心配ごと相談所よりお知らせ

『心配ごと相談所』では、さまざまな心配ごとを抱えた相談者が訪れます。私は、相談者の気持ちに共感しながら、丁寧に話を聞くことを心掛けています。これからも、多様な相談に乗れるよう、研修会への参加や、先輩相談員からのアドバイスを通じて勉強していきたいと思っています。



心配なことがある時は、相談員一同お待ちしておりますので、ぜひ『心配ごと相談所』をご利用ください。

相談無料

秘密厳守

心配ごと相談員

相談日のご案内

(3月14日～4月4日まで)

【一般相談】 3月28日(水) 4月4日(水)

【弁護士相談】 (要予約) 3月14日(水)

☆3月のみ第2水曜日

【カウンセラーによるこころの相談】 (要予約)

3月28日(水) 4月4日(水)

※時間はいずれも午後1時～5時までです。
(問合せ) 社協 ☎42-1397

ボランティア・市民活動災害共済のご案内

《加入対象者》 ボランティア活動者(加入は個人単位)

《掛 け 金》 1名につき500円

(赤穂市民の方は半額助成あり ※要印鑑)

《支 払 対 象》 ボランティア活動中の事故

※活動場所への往復途上、学習会、会議などへの活動も対象になります。

《補 償 期 間》 平成30年4月1日～平成31年3月31日
(平成30年3月12日受付開始)

※4月1日からの補償を希望される場合は3月30日(金)までに申し込みください。年度途中からの加入は、手続きの翌日からの補償になります。

《申込・問合せ》 社協(☎42-1397)まで

※その他にも下記の保険の加入受付を行っています。

・ボランティア活動等行事用保険→1日だけの行事や宿泊を伴う行事を行う際の補償に便利です。

・ボランティア・市民活動災害共済(天災危険補償プラン)→活動中の天災(地震など)によるケガも補償します。



◎日曜日の朝十時に電話が鳴った。

「ちよつと聞いてよ」
電話の主は、百歳の母親を自分の家でみている近所のおばさんだった。デイサービスに送り出すまでに、ちよつとした腹の立つことがあったようだ。

散々母親に対する怒りを言った後、「でもな、最期まで家でみたらうと思ってる」と、毎回最後は母親への思いの言葉で締めてくださるので、聞かぬががあるのだ。
(まごまご)

『ちよつとこい話』募集
(応募方法)氏名(ペンネーム)・年齢・性別・電話番号を明記し、持参・郵送・Eメールのいずれかで応募ください。2000字程度にまとめてください。
※送付先は、下記をご覧ください。
※応募用紙は社協窓口から社協ホームページからダウンロードできます。

し 知っ得あんしん

みんなの介護保険

No.11

【施設入所について】

入所施設には、さまざまな種類があります。施設の種類によって、サービス内容や目的、費用や料金、入所条件なども違います。

市内には現在、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が5カ所、介護老人保健施設が2カ所、それ以外にケアハウスや高齢者向け賃貸住宅などがあります。

希望する場合は早めに申し込み、待機期間があることを想定しておいた方がいいと思います。本人や家族が大切にしたいこともそれぞれ違うため、合った施設を選ぶためには、何カ所かの施設を見学してみるのもいい方法です。

施設入所についても、まずはケアマネジャーに相談してください。



■ 編集後記 ■

少しずつ暖かくなってきましたが、まだまだ寒さが残る今日この頃。春の訪れを待ち望み、毎日を過ごしています。先月18日には、災害ボランティアセンター開設訓練が行われ、多くの方に参加していただきました。いつ起こるか分からない災害。再度過去の災害を思い出し、意識付けをしていきましょう。
(辻)



ご意見・問合せは ホームページもぜひご覧ください！

社会福祉法人 赤穂市社会福祉協議会 〒678-0232 赤穂市中広267番地
電話 0791-42-1397 / FAX 0791-45-2444
E-mail ako-shakyo@ako-shakyo.jp

赤穂市社協 検索